

令和4年9月20日

西原町役場
(公印省略)

情報提供依頼

本町では、学校給食費などの支払いについて、コンビニエンスストアなどにて、納付書を用い、その納付を可能とする(以下、「コンビニ納付」という。)ため、現在その準備を行っています。

今回の情報提供依頼は、納付義務者、コンビニエンスストア(以下、「コンビニ」という。)等と本町の間立ち、その納付を受託する「指定納付受託者」とそのサービスに関する情報の提供を依頼するものである

※ただし、対応可能な収納方法のうちコンビニにおける現金による納付に限り、国の動向を見据え、現行の私人委託によるサービスの提供に係る情報で差し支えありません。

1. 前提となる情報

① 納付対象となる歳入

- ・国民健康保険税
- ・後期高齢者医療制度保険料
- ・学校給食費
- ・保育料

※上記以外の町税等については現時点では対象となりません。

② 指定の予定日

- ・令和5年3月下旬以降の歳入について指定の予定

③ 指定の終了予定日

- ・令和6年3月31日

※町において収納業務の大幅な変更を予定しており、その際に指定納付受託者の指定を含めた検討が見込まれています。

④ サービスの選定・指定日以前の準備期間について

- ・令和4年9月下旬に決定の予定
- ・他業務における既存の委託先および本依頼に基づき情報提供のあった指定納付受託者とそのサービスの内から候補を選び、指定先(または委託先)を選定予定

⑤ 必ず対応する必要がある収納方法

- ・コンビニエンスストア

⑥ 場合によって対応する必要のある収納方法

- ・クレジットカード
- ・電子マネー

※これらは現時点では決定していないが、導入の可能性がある方法である。今後、対象業務においては共通納税制度での対応が想定される部分であるが、諸般の事情により当面の間は機構ではない指定納付受託者での対応が想定される。

その他

- ・情報の提供に係る費用は提供者の負担とします。町は費用等を一切負担いたしません。
- ・情報提供により今後の事業への参加を確約するなど、町が何らの保証を行うことはありません。

2. 情報の提供を依頼する具体的事項

- ① 指定納付受託者制度を利用したサービスの提供内容
- ② サービス導入に係る手続きに関する情報
- ③ 概算見積

3. 提供情報に含めていただきたい個別の事項

- (ア) 指定納付受託者に係る会社概要・沿革
- (イ) 提供可能な収納サービスの概要
- (ウ) 対応可能な収納方法(それぞれの納付場所情報)
- (エ) 費用(契約時を含む準備段階に必要となる費用、指定後に発生する費用の明細)
※収納方法毎の費用が見える形でお願いします。
- (オ) 費用のうち、納付に係る手数料について全部・一部受益者(納付者)負担を設定することの可否およびその設定例
- (カ) 上2つに関連して、町の手数料設定以外に指定納付受託者(およびその委託者)と納付者の間に発生する費用の有無と発生する場合の金額
- (キ) 収納サービスを提供する指定納付受託者に係る財産的基礎および遂行能力を示す事項(地方自治法第 231 条の2の3、地方自治法施行令第 157 条の2関連)
- (ク) 町が発行する納付書に記載する必要のある内容
- (ケ) 導入までのスケジュール
- (コ) それぞれの納付方法におけるフロー
- (サ) 納付に係る情報の通知、現金の流れ(日数など必須)

4. 提供の期限

令和4年9月27日(火)17時

5. 提出の方法

- ・電子メールにて直接送付(メールサーバの受信サイズで10MB以内 分割送付可)
 - ・インターネット上のファイル交換サービス(ただし、当方に利用の登録を求めないもの)
- ※ファイル交換サービスで送付する旨をあらかじめお知らせください。

6. 提出先

西原町役場総務部企画財政課 青木 宛

メールアドレス:densan@town.nishihara.okinawa.jp

7. 質問等について

提出先にあるメールアドレス宛にお送りください。

齟齬などを避けるために電話・直接の訪問はご遠慮ください。